

アイザワ証券倫理綱領

2021年10月1日制定

2025年4月25日改訂

アイザワ証券株式会社

倫理規程に基づき、アイザワ証券の全ての役職員（以下、「私たち」といいます。）が企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、本綱領を定めます。

【原則】

1. 社会的使命

私たちは「より多くの人に より豊かな生活を」をパーソス（存在意義）として掲げ、投資家保護に徹し、証券市場において適切な資金循環を促すという大きな役割を果たしてまいります。

2. 金融サービス業におけるプリンシブル

私たちは金融サービス業に携わることの重責を十分に認識し、金融庁が公表する「金融サービス業におけるプリンシブル」の内容に基づき、職業人として信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に保持するとともに、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努めます。

3. 法令遵守

私たちはその不正行為による私たちに対する著しい信用の失墜と、それを回復することの困難さを充分認識し、あらゆる法令、諸規則及びその趣旨を正しく理解し、これを遵守します。

【お客さまとの関係】

4. お客さまにご満足いただけるサービスの追求

私たちはお客さま第一主義の下、何よりもお客さまのニーズに密着し、お客さまにご満足いただけるサービスを提供することを追求し続けます。

5. 自己責任原則の徹底

私たちは自己責任原則を基本として行動します。お客さまに対しては、証券投資はあくまでもお客さまご自身の判断と責任において行うべきものであることを充分ご理解いただくように努めます。

【会社と個人の関係】

6. 私利追求の禁止

私たちは会社との利益相反となる行為は行いません。私たちは、職場やその地位を利用した私的利息の享受や第三者に対する個人的な便宜供与は絶対に行いません。

7. 会社資産の保護と有効利用

私たちは会社資産の私的利用を行わず、その保護に努め、適正な目的のみに有効に利用します。

8. 情報管理

私たちは個人情報を含む業務上知り得た情報は、その業務の目的として開示が認められた場合、または法的に開示が義務付けられた場合を除き、これを厳重に保護します。

9. 違法又は反倫理的行為の報告

私たちは違法又は反倫理的と思われる行為、若しくはそれと疑わしい行為を発見したときは、躊躇することなく、定められた方法で定められた者に迅速に報告します。また、この報告を受けた者は、そうした行為の有無及びその内容を調査し、必要な場合はその是正及び再発防止のため、迅速に適切な措置を講じます。

10. 通報者に対する不利益扱いの禁止

私たちは違法又は反倫理的と思われる行為、若しくはそれと疑わしい行為を報告した個人に対し、そのことを理由としていかなる不利益となる取扱いも絶対に行いません。

【社会との関係】

11. 環境保護

私たちは地球が快適な環境であり続けるよう、環境保護が未来世代に対する責任であることを常に意識し、環境問題に積極的に取り組んでまいります。

12. 社会貢献

私たちは責任ある企業市民の一員として、社会貢献に積極的かつ継続的に取り組んでまいります。

13. 人権擁護

私たちは全ての人の基本的人権を尊重し、国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、思想信条、社会的身分、障害の有無等を理由とする差別は一切行いません。

14. 公正取引

私たちは公正な取引慣行を尊重し、お客さま、取引業者、競争相手、監督機関、その他職務上接する全ての組織や個人との関係を公正かつ透明なものとして保持します。私たちは民間企業の役職員、一般個人等との間における贈答及び接待の授受は、社会の良識を超えてこれを行いません。また、公務員等に対しては、原則として贈答及び接待を行いません。

15. 知的財産権の保護

私たちは知的財産権の維持・確保に努めるとともに、他者の知的財産権を尊重し故意または不注意により侵害することのないよう努めます。

16. 反社会的勢力との関係遮断

私たちは反社会的勢力との関係遮断に組織的に対応することとし、経営陣が適切に関与し、一元的な管理態勢の下、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを行います。具体的には反社データベースの充実を図り、取引の未然防止や既契約の事後的なチェック態勢を強化し、経営陣に適切に報告するとともに、警察当局、弁護士等と連携し反社との取引の解消を推進します。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事、刑事上のあらゆる法的対抗手段を講じ、これに屈しない姿勢で臨みます。

17. 疑わしい取引の届出

私たちは疑わしい取引に該当する可能性のある取引と認識した場合は、速やかに内部管理責任者を通

じて「疑わしい取引の報告書」により、コンプライアンス部長に報告します。コンプライアンス部は「疑わしい取引」に該当すると判断した場合には、速やかに当局に届出を行います。

【株主・投資家との関係】

18. 不正な経理処理、虚偽報告、インサイダー取引等の禁止

私たちは適用される全ての会計原則、法律及び規則を遵守し、業績の公正かつ透明な報告を行い、不正な経理処理、虚偽報告、インサイダー取引等は絶対に行いません。

19. 適時・適切なディスクロージャー

私たちは資本市場において常に適正な評価を受けられるよう、株主や投資家の適切な判断に必要な経営情報を、公正、透明、正確、適時、適切に、かつ分りやすく開示します。

以上